

令和6年9月市議会教育厚生委員会

第84号議案 長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正理由	2
2 改正内容	2
3 長崎市原子爆弾放射線影響研究会の廃止理由	2
4 長崎市原子爆弾放射線影響研究会の概要	3
5 長崎市原子爆弾放射線影響研究会報告書の概要	4
6 新旧対照表	5

原爆被爆対策部

令和6年9月

1 改正理由

長崎市においては、地方自治法第138条の4第3項等の規定に基づき、行政の執行に必要な調停、審査、諮問又は調査を行う機関として、附属機関を設置している。

今回、次のとおり市長に属する附属機関を廃止したいので、長崎市附属機関に関する条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

(1) 附属機関の廃止

名 称	担 任 事 務	施 行 期 日
長崎市原子爆弾放射線影響研究会	原子爆弾の放射線による人体への影響に関する研究事項の調査に関すること	公布の日

3 長崎市原子爆弾放射線影響研究会の廃止理由

原子爆弾の放射線による人体への影響に関する研究事項の調査が終了し、報告書が提出されたため。

4 長崎市原子爆弾放射線影響研究会の概要

(1) 設置の経緯・目的

原子爆弾の放射線による人体への影響に関する研究事項について調査し、原爆被爆者援護行政の施策の推進の参考とするため、医学、物理学及び疫学の専門家で構成される長崎市の附属機関として平成25（2013）年に設置。放射線による人体影響に関する研究内容等の文献や情報を収集し、得られた知見に関する意見交換を行うもの。

(2) 主な研究の範囲

- ア 被爆地域の拡大是正に関係がある知見
- イ 放射線被曝の遺伝的影響に関係がある知見

(3) 委 員

氏 名	所属・役職	氏 名	所属・役職
朝長 万左男（会長）	日本赤十字社長崎原爆病院 名誉院長	松田 尚樹	長崎大学 名誉教授
三根 真理子	長崎大学原爆後障害医療 研究所 客員教授	永山 雄二 ※令和6年1月5日まで	元長崎大学原爆後障害医療 研究所 教授
高村 昇	長崎大学原爆後障害医療 研究所 教授	神谷 研二 ※令和5年8月10日まで	元広島大学 副学長

※所属機関退任のため現委員ではない

(4) 開催状況など

平成25年12月から計14回の会議を開催

- ・ 平成29年7月6日に市長へ中間報告を行い、7月10日に国（厚生労働省）へ中間報告書を提出
- ・ 令和6年6月5日に市長へ報告を行い、7月16日に国（厚生労働省）へ報告書を提出

5 長崎市原子爆弾放射線影響研究会報告書の概要

(1) 主な報告内容

- ア 被爆拡大地域の一部の地域において、20mSv近傍を超える低線量被曝があったことが推定される。
- イ 低線量被曝の人体への影響について、グローバルスタンダードとなり得る確固たる知見を見出すことまでは困難であったものの、近年は低線量の人体影響を示唆するような国際的な論文等も出てきており、その動向に国・県・市においても注視していくこと。
- ウ 今後、ゲノム解析等による先進的な研究がさらに進み、原子爆弾の放射線による人体への健康被害が解明され、遺伝的影響についても結論が導かれることを期待したい。

(2) 会長あとがき

原爆行政の現時点での最大の課題である、未指定地域住民における 100mSv未満の健康影響の有無についての科学的知見が近年増加してきており、これら低線量研究における成果は、被爆地拡大の行政的判断において参考になるものと思われる。

6 新旧対照表

新			旧		
長崎市附属機関に関する条例			長崎市附属機関に関する条例		
第 1 条から第 3 条まで （略）			第 1 条から第 3 条まで （略）		
別表第 1 （第 2 条関係）			別表第 1 （第 2 条関係）		
附属機関の属する執行機関等	名称	担任意務	附属機関の属する執行機関等	名称	担任意務
市長	（略）	（略）	市長	（略）	（略）
	（削除）	（削除）		<u>長崎市原子爆弾放射線影響研究会</u>	<u>原子爆弾の放射線による人体への影響に関する研究事項の調査に関すること。</u>
	（略）	（略）		（略）	（略）
教育委員会	（略）	（略）	教育委員会	（略）	（略）
上下水道事業管理者	（略）	（略）	上下水道事業管理者	（略）	（略）
別表第 2 （第 2 条関係） （略）			別表第 2 （第 2 条関係） （略）		